

★ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（規則第七十一号）（総務課）

一 改正の要旨

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴い、知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止するとともに、次の規則について規定の整理を行った。

- 1 広島県行政組織規則
- 2 消費生活協同組合法施行細則
- 3 広島県民文化センター管理規則
- 4 広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則
- 5 広島県特定非営利活動促進法施行細則
- 6 広島県立文化芸術ホール管理規則
- 7 医療法施行細則
- 8 母子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則
- 9 児童福祉法施行細則
- 10 墓地、埋葬等に関する法律施行細則
- 11 介護保険法施行細則
- 12 障害者自立支援法施行細則
- 13 広島県中小企業支援資金貸付規則
- 14 事業主等の行う職業能力開発の援助に関する規則
- 15 水産業協同組合法施行細則
- 16 広島県家畜改良増殖法施行細則
- 17 広島県農業協同組合法施行細則
- 18 建築士法施行細則

二 施行期日

平成二十年十二月一日